

# 「これからの文化財保護の体系」中間報告(案)の概要

## 背景

○少子高齢化・過疎化の進行、歴史文化資源活用に力点を置いた「奈良県文化振興大綱」の策定（平成29年3月）及び平成33年度中に予定している（仮称）奈良県国際芸術家村の開設、また国における文化財保護制度の見直しなどを踏まえ、本県においても「これからの文化財保護の体系」を検討する必要がある。

## I. はじめに

### ○社会状況の変化

過疎化・少子高齢化の進行、訪日外国人観光客の急増等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化

### ○文化財保護制度の見直しと文化庁の機能強化

H29. 5. 19 文部科学大臣から文化審議会に諮問

H29. 12. 8 第一次答申

・ 首長部局への移管 ・ 大綱策定

・ 「60日ルール」の見直し など

H30. 3. 6 文化財保護法等改正（H31. 4施行）

### ※ 文化財保護制度見直しへの奈良県の対応

・ 中間まとめに対する意見提出

・ 知事が「中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会」に委員として参画

・ 国に対する要望活動

H32. 4 文化庁京都へ全面移転（予定）

### ○奈良県の状況

・ 国宝・重要文化財、史跡をはじめ多くの文化財が所在

・ 県文化財保存事務所で文化財建造物の保存修理を直営施工

・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正にあわせ、知事部局にスポーツ・教育・文化行政担当課を設置

### ○奈良県文化振興大綱の策定

奈良県の「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として平成29年3月策定。歴史文化資源の活用に力点を置く。

### ○（仮称）奈良県国際芸術家村の開設（予定）

平成33年度開設予定。県文化財保存事務所の機能移転などにより、文化財各分野の保存活用と人材育成の拠点化を図る。

## II. 基本的な考え方

### ○文化財保護の体系

文化財を地域の光として、より多くの人がある価値を理解し、守り、楽しめるようにする。

そのため、「保存」と「活用」を車の両輪と捉え、一体的な施策展開を指向する「新たな文化財保護の体系」の構築が必要。

### ○文化財の保存について

文化財の本質的な価値の理解が必要。そのうえでどこまで修復できるか考える。

### ○文化財の活用について

保存と同様に、本質的な価値の理解が必要。

それにより観光だけでなく長期的な活用可能。

（地域コミュニティ再生、国際間の相互理解等）

### ○文化財保護の体系の視座

- ①保存と活用の一体性
- ②文化財の把握の必要性
- ③修復の透明化・標準化
- ④人材育成・地域づくり
- ⑤持続性のある文化財保護

### ○分野別の体系に対する視点

### ○文化財保存活用大綱と体系の関係

「III. 現状と課題」を踏まえて各項目について方策を検討

## IV. 対象期間、V. ロードマップ、VIII. 評価指標

### ○対象期間

平成29年度 体系素案の策定

平成30年度 中間報告

平成31年度～33年度 体系の策定・適用

⇒ 対象期間中の体系全般及び各方策についてロードマップ及び指標を設定

## VI. 方策

### ○文化財の保存と活用の一体性

改正法成立を受け、平成31年4月において文化財保護に関する事務を教育委員会から知事部局に移管（四つの要請に対応のうえ）

### ○文化財の把握の必要性

・ 地域が参加する文化財調査モデルの構築

・ 専門分野を持つコーディネーターが市民参加型の総合的な調査を実施。併せて防犯対策や特別公開などの保存・活用事業も実施

### ○修復の透明化・標準化

・ 保存修理データベースシステムの構築、過去の修理報告書等をデジタルアーカイブ化し、公開（CCライセンスの表示の検討）

・ ハザードマップの製作、教育への活用等

・ 発掘調査の標準化を検討・確立

### ○人材育成・地域づくり

・ 県文化財保存事務所を（仮称）奈良県国際芸術家村に機能移転。文化財建造物の修復に必要な技能について研修を行うなど、人材育成の拠点化（県立高等学校適正化推進方針(案)「本県産業の担い手育成」）

・ 県立高等学校、高等技術専門校、ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）との連携

・ 地域による文化財の維持管理や保存活用を支援するコーディネーターの育成

### ○持続性のある文化財保護

持続的な文化財保護政策を行うための資金調達手法等の検討

## VII. 文化財保護制度の見直しと当県の対応

・ 国の文化財保護制度の見直しに対する当県の対応等を記載

## IX. 県内市町村文化財保護行政の実態調査